

リニア中央新幹線甲府駅西部沿線地域活性化対策協議会規約

〈略称：リニア沿線地域活性化協議会〉

(名称)

第1条 この会は、リニア中央新幹線甲府駅西部沿線地域活性化対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、リニア中央新幹線の建設に伴い、中間駅への交通アクセス網の整備及び沿線地域の環境整備の促進等、その活用策について協議し、沿線地域の産業及び経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係団体等と相互に連絡、協調し、次の事業を行う。

- (1) リニア中央新幹線側道の活用策に関すること。
- (2) リニア中央新幹線に関する情報の収集に関すること。
- (3) 環境問題への対応に関すること。
- (4) 関係機関への陳情、要望等の活動に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員16名をもって組織する。

2 協議会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に委員が交代する場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

3 顧問は協議会の運営などについて助言を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長の所属する市町に置く。

3 事務局の職員は、会長が任命する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年2月8日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

別表 (第4条2項関係)

リニア中央新幹線甲府駅西部沿線地域活性化対策協議会委員名簿

(1) 市町長 ※3名

役 職 等
南アルプス市長
中央市長
富士川町長

(2) 市町議会 ※各市町2名合計6名

役 職 等
南アルプス市議会議員
南アルプス市議会議員
中央市議会議員
中央市議会議員
富士川町議会議員
富士川町議会議員

(3) 商工会 ※各市町1名合計3名

役 職 等
南アルプス市商工会会長
中央市商工会会長
富士川町商工会会長

(4) 自治会 ※各市町1名合計3名

役 職 等
南アルプス市自治会連合会会長
中央市自治会長会会長
富士川町区長会代表

(5) 県関係 ※1名

役 職 等
県土整備部リニア整備推進室長

(6) 顧問 ※若干名